

燕喜館及び市民茶亭遊神に係る使用料還付について(内規)

燕喜館及び市民茶亭遊神に係る使用料還付については、下記のとおり、取り扱うこととする。

	還 付 す る 場 合	還 付 す る 額
1	市長が管理上又は公益上の理由により、特に必要があると認め、許可を取り消した場合	使用料の額に相当する額
2	利用者がその責に帰すことのできない理由で利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
3	利用者が利用開始日の30日前までに利用の取消の申し出をした場合	使用料の額に相当する額
4	利用者が利用開始日の15日前までに利用の取消の申し出をした場合	使用料の額の50%に相当する額
5	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額